

大阪市中心卸売市場本場業務管理棟駐車場使用事業者募集にかかる質問及び回答について

令和8年7月9日

大阪市中心卸売市場本場

番号	質 問	回 答
1	募集要項 5P5 価格提案及び審査（4）代理人について、従業員が使用者として入札に立会い、価格提案書を投函する場合には委任状は必要でしょうか	価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）されている提案書を投函するのであれば委任状は不要です。
2	仕様書 P1 3（1）③ 駐車料金について、現運営事業者は最初の15分間を駐車料金無料としているが、本入札においては無料時間の設定等は設けないとの認識で相違ないか。	相違ありません。 ただし、誤入場した利用者に対しては対策を講じてください。
3	仕様書 P2 3（1）④ その他クについて、現運営状況に関する月報（入庫台数・売上）について、開示は可能か。	別紙1のとおり開示します。
4	仕様書 P2 3（1）④ その他コについて、駐車スペース20台を確保する旨の記載があるが、軽自動車区画を含めて20台以上を確保しても差し支えないか。一部、敷地奥行の寸法が短い箇所があり、軽自動車区画を含めない場合、20台以上の確保が困難であるため確認したい。	差し支えありませんが、本市と協議のうえ決定するものとします。
5	原状回復について、現運営事業者による撤去工事後の引き渡し状態はどのような形を想定しているのか。また、本件における原状回復についても同様の引き渡し条件で問題ないか。次駐車場事業者がいない場合でも、アスファルト舗装の剥がしやオーバーレイ等の事業者負担は発生しないか。	原状回復については、現運営事業者及び次運営事業者ともに駐車料金精算機器及び区画線を撤去した状態での引き渡しが原則となります。 また、アスファルトが損傷している場合については、修繕した状態での引き渡しとなります。
6	募集要項 P2 1について、本件の最低使用料（月額431,188円・税別）はどのような根拠に基づき設定されているのか。前回入札時の172,376円との差額について、その理由を確認したい。	本件及び前回入札時の最低使用料については、双方とも大阪市財産条例第7条第3項第2号に係る使用料算定基準に基づき算定しております。 なお、本件においては別紙2「財産条例第7条第3項第2号に係る使用料算定基準2（1）イ（ア）ただし書」を適用しております。